

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表P F O S又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」について

平成22年7月20日
総務省消防庁総務課
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課
国土交通省航空局空港部空港政策課
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室
防衛省大臣官房文書課環境対策室

1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号)が第171回通常国会で成立、公布されたことを踏まえ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」を制定する。

2. 主な内容

今次法改正に伴い、第一種特定化学物質及びその含有製品を使用する取扱事業者に対して基準適合義務を課す条項(第17条)が新設された。

当該条項に基づき、化審法施行令附則第3項に規定する「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」に係る技術上の基準を本省令において規定する。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成22年9月

施行：平成22年10月1日

(以上)